



号砲とともに勢いよく走り出すランナー



沿道からの声援を受けながらゴールへ



2人で元気よく選手宣誓

マラソンが行われました 河畔を快走して

4月23日に前橋シティ

4,000人が

新緑の利根川沿いを市民ランナーが快走。4月23日、第7回前橋シティマラソンがグリーンドーム前橋西側を発着点に開催されました。ヤマダ電機陸上部の皆さんなどもゲストとして参加。全国から訪れた4,000人以上のランナーが、春風に乗ってさわやかな汗を流しました。ここでは、その様子をカメラルポで紹介します。



利根川沿いをマイペースでさわやかに



入賞者には高木市長らからトロフィー



サインでゴールイン



疲れをマッサージで解消



練習のアドバイス



完走後に記録証を発行



ゲストと一緒に笑顔で



ランナーへ給水



受け付けでゼッケンを

大会で見掛けた
皆さんをスナッフ

4月から児童手当の支給対象を拡充 小6まで引き上げ所得制限も緩和

四月から、児童手当の支給対象年齢が「小学校三年生修了前まで」から「小学校六年生修了前まで」に拡大されました。また、所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されないことがあります。この所得制限も下表のとおり緩和されました。

ますので、手続きは必要ありません。ただし、六月に現況届を提出してください。

□**手続きが必要な人**
本年度に小学校五・六年生になった児童の保護者が新たに児童手当を受けるには、次の手続きが必要です。なお、公務員の人は勤務先に問い合わせてください。

①現在児童手当を受給していない人は認定請求②現在児童手当を受給している人は額

改定請求。
新規請求などは九月三十日(土)までであれば、特例的に四月一日(または支給要件に該当した日)までさかのぼって支給されます。

□**手続きの方法**
手続きは市役所児童家庭課か城南・大胡・宮城・粕川の各支所で。認定請求には印鑑、養育者名義の郵便局以外の預金通帳、年金加入証明書(申請者が厚生年金などに加入し

本年度児童手当所得限度表 (4月分から来年5月分まで)		
扶養親族などの数	児童手当	特例給付・小学校修了前特例給付
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

給与所得のみの場合は給与所得控除後の額。社会・生命保険料の控除があるときは、所得額から8万円を差し引いた額。

ているとき)、所得証明書(昨年一月一日に本市に住所がなかった人)などの添付書類が必要で、必要です。
○: 問い合わせは児童家庭課
☎890-6277へ。